

公表

事業所における自己評価結果

事業所名	放課後等デイサービス キッズサポートみらい2		公表日		2026年 3月 2日	
	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点	
環境・体制整備	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。	○		法規定に則りスペースを確保している。また、必要不可欠な棚以外は設置せず、安全なスペースを確保している。	
	2	利用定員やこどもの状態等に対して、職員の配置数は適切であるか。	○		法規定に則り、利用人数に応じて、職員数は配置している。また、利用児童の状況により職員の増員をする場合もある。	
	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。	○		一日の流れ、入ってはいけない場所等視覚化をしている。段差や玄関に滑り止めをし、環境上の配慮をしている。	事業所の立地上、段差や階段があるが、事前に保護者や利用者に対し見学・説明をし、ご理解いただいている。現在の利用児に、段差や階段を不便にしている児童はいない。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、こども達の活動に合わせた空間となっているか。	○		スペースを棚やパーテーションで仕切り、活動に合わせて工夫している。また、毎日の換気、清掃、消毒を行い清潔に保っている。	
	5	必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。	○		必要に応じて、パーテーションを使用し、個別の空間を作っている。	
業務改善	6	業務改善を進めるためのPDCA サイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画しているか。	○		業務改善に向けて、計画・実行・振り返り・改善の各段階で職員が意見を出し合い、PDCAサイクルに広く参画できる体制を整えている。	
	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	○		保護者の意向などを把握し、可能なことであれば、改善していく。	
	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	○		毎日のMTGや振り返り等、十分なコミュニケーションをとり職員の意見等を出しやすくし、随時業務改善につなげている。	
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。		○		
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	○			
適切な支援	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。	○		法規定に則り、支援プログラムを作成し、HP上で公表をしている。	
	12	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか。	○		日頃の児童の様子を職員同士で共有し、半年に1回の見直し時に保護者との面談を行い、ニーズや課題を分析し計画を作成している。	
	13	放課後等デイサービス計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	○		支援に関わる全職員で案会議を行い、十分に検討をして個別支援計画を作成している。	
	14	放課後等デイサービス計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	○		全職員で検討した個別支援計画を共有し、活動案を作成する段階や活動後の振り返り等で話し合い計画に沿った支援が行われるようにしている。	
	15	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	○		センター等で実施された検査結果を用いて確認することはできている。当所にも検査実施できる職員の配置があることが望ましいと考える。行動観察については、日々記録をしている。	
	16	放課後等デイサービス計画には、放課後等デイサービスガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	○		ガイドラインに基づき、5領域を踏まえて児童に合わせた支援計画を作成している。	
	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。	○		進行する職員がプログラム作成し、チームで協力して行っている。また、活動前に活動内容、スタッフ配置を確認し、修正・改善などしながら活動プログラムを立てている。	

援 の 提 供	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	○		5領域で設定ができるようにし、スタッフごとに主な活動項目を決めておき、月予定を立てるときに活動プログラムが偏らないように設定している。また、同様の活動でも段階を踏んだ内容だったり、前回の反省点を改善したりした活動を行っている。		
	19	こどもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成し、支援が行われているか。	○				
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	○			支援前に担当職員を中心に、立ち位置や様々な想定される場面での対応も含めて、チームで必ず打ち合わせを連携して支援を行っている。	
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	○			支援終了後、関わったスタッフが集まり、児童の様子や支援方法等必ず振り返りをし、次回に活かせるように記録をしている。	
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	○			夕方送迎後、時間を決めて振り返りを行っている。振り返りの内容を日誌に書き留め、次回に活かせるようにしている。	
	23	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	○			定期的に保護者と面談を行い、計画の見直しの必要性を判断し、適切に行っている。	
	24	放課後等デイサービスガイドラインの「4つの基本活動」を複数組み合わせ支援を行っているか。	○			「自立支援と日常生活の充実のための活動」「創作活動」「地域との交流の機会」「運動遊び」の基本活動を、自立支援×運動遊び、創作活動×自立支援、運動遊び×地域交流等複数組み合わせ支援を行っている。	
25	こどもが自己選択できるような支援の工夫がされている等、自己決定をする力を育てるための支援を行っているか。	○			活動や遊びの中で選択や決定ができる場を設定している。		
関 係 機 関 や 保 護 者 と の 連 携	26	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	○				
	27	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	○				
	28	学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、こどもの下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っているか。	○				
	29	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めているか。	○				
	30	学校を卒業し、放課後等デイサービスから障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等しているか。	○			当事業所では、まだ放課後等デイサービスから障害福祉サービス事業所等へ移行した利用者はいない。	
	31	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要等に応じてスーパーバイズや助言や研修を受ける機会を設けているか。	○			現時点では未実施だが、今後、センターと連携を進め、必要に応じて専門家による助言や件数を受ける機会を設けていく予定である。	
	32	放課後児童クラブや児童館との交流や、地域の他のこどもと活動する機会があるか。	○				
	33	（自立支援）協議会等へ積極的に参加しているか。	○			欠かさず出席し、スタッフ間で情報を共有している。	
34	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	○			送迎時に直接保護者とお話しできるご家庭とはお子様のことについて話を互いに共通理解できるようにしている。直接お話しできないご家庭とは、連絡帳（お子様の様子が分かる写真や文章等）やショートメールでのやり取りを行い共通理解ができるよう努めている。		
35	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	○					
	36	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	○			運営規程は保護者への説明はしていない。支援プログラムは、HPに掲載しており、利用者負担などについては契約時に必要な準備物、利用金額は毎月利用明細書を配布しご理解いただいている。	
	37	放課後等デイサービス提供を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	○			お子様の最善の利益を最優先に考え、面談や日々のやり取りを通してお子様やご家族の希望や思いを把握し、計画に適切に反映するように努めている。	
	38	「放課後等デイサービス計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から放課後等デイサービス計画の同意を得ているか。	○			契約時のアセスメント後や半年毎の計画見直しの際に、方向性のずれをがないかを確認し支援内容の説明を行い、必ず保護者の同意を得て進めている。	

保護者への説明等	39	家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	○		送迎時や面談の際に出されたご家庭での子育てや発達についてのご相談について、誤解が生じないように適切に助言を行い、スタッフ間で情報を共有し、その後の支援に活かせるようにしている。	
	40	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。		○		
	41	こどもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	○		現在のところ、苦情を受けたことはないが、お子様や保護者からの苦情を受けた場合は、事業所内で情報を共有し迅速な対応を行っている。	
	42	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	○		療育アプリの連絡帳やHP、SNS、ショートメール等を活用してお子様や保護者の方に対して活用概要や行事予定、連絡体制などの情報を発信している。	
	43	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	○		個人情報保護法に基づき、必要最小限の情報のみを適切に管理し、外部提供の際は必ず保護者の同意を得るなど、安全な取り扱いに十分留意している。	
	44	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	○		お子様や保護者の方が安心して理解できるよう、言葉の選び方や説明方法を工夫し、視覚的な支援やペース調整等、個々に合わせた配慮を行っている。	
	45	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っているか。		○	地域の行事に会社として参加し、地域に開かれた事業運営を図るよう努めている。	
非常時等の対応	46	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	○		社内研修を行いおこない対応策や訓練も実施している。	
	47	業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	○		業務継続計画（BCP）は策定しており、非常災害の発生に備えて年に2回、避難・救出を含む必要な訓練を定期的に実施している。	
	48	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか。	○		保護者からのアセスメントや日々の情報共有を用いている。	
	49	食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。		○	医師の指示書はないが、契約時の申し出により対応を決めている。厨房との連携、おやつ原材料などで確認を行っている。	
	50	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	○			
	51	こどもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。		○		
	52	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	○		事業所内で発生したヒヤリハットについては、職員間で速やかに共有し、原因分析と再発防止に向けた方策の検討を行っている。また、共有内容は記録に残し、改善につなげる取り組みを継続している。	
	53	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	○		虐待防止に向けて、職員に対する研修の機会を確保し、適切な知識と対応方法の周知を行っている。また、虐待防止委員会やミーティング等を通じて、職員間での意識共有にも努め、適切な支援体制の維持に取り組んでいる。	
54	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載しているか。		○	身体拘束が「どのような場面にやむを得ず行われるか」については、事業所内で組織的に基準を定めているが、現時点では身体拘束が必要な利用者がおらず、保護者への個別説明や放課後等デイサービス計画への記載は行っていない。今後、身体拘束が必要となるケースが生じるようであれば、十分な説明と了解を得た上で、計画へ記載する体制を整えていく。		